

保健福祉常任委員会 委員長 遠藤 憲子 副委員長 出澤 大

委員 柳井 哲也 須藤 京子 藤田 尚美 甲斐 徳之助 加藤 政之

テーマ:「ケアラー・ヤングケアラーを知っていますか！」

- ・ ケアラーとは、心や身体に不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、**ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケア**する人のことです。

(一般社団法人日本ケアラー連盟ホームページより)

- ・ ケアラーのうち、本来、**大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と**いいます。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

【ヤングケアラー実態調査】 児童・生徒・学校への県のアンケートから

世話をしている家族の有無

	小学生	中学生	全日制 高校生	定時制 高校生	通信制 高校生
県調査	9.6%	4.5%	3.6%	9.4%	12.3%
* 国調査	6.5%	5.7%	4.1%	8.5%	11%

茨城県では令和4年4月～7月、実態調査を実施。
世話をしている家族は、「きょうだい」の割合が高く、
次いで「父母」「祖父母」となっている。
県内にも一定数のヤングケアラーが存在している

* 国調査は、厚生労働省が令和2～3年に実施した
ヤングケアラー実態調査を指す

①ケア（世話）の内容・対象・頻度など

- ・家事（食事の準備、掃除、洗濯等）
- ・きょうだいの世話や保育園等の送迎
- ・外出の付き添い、見守り、感情面のサポート、話し相手

②ケアの影響

- ・自分の時間が取れない、宿題や勉強の時間が取れない
- ・学校にいけない、友人と遊べない
- ・睡眠が十分にとれない、進路を変更したなど

③ヤングケアラーが求める支援

- ・自分の話を聞いてほしい
- ・学校の勉強や受験勉強など学習のサポート
- ・自由に使える時間が欲しいなど

④ケアについて相談した経験は

- ・6割～7割が相談したことがない

【学校への県のアンケートから】

①学校におけるヤングケアラー認知度は高い。

ただし、意識して対応している学校は半数程

②ヤングケアラー支援に必要なこと

- ・ 児童・生徒・教職員がヤングケアラーについて知ること
- ・ 支援について相談できる窓口があること
- ・ 子どもが教職員に相談しやすい環境づくり
- ・ スクールソーシャルワーカー等の専門職配置の充実など



ケアラー・ヤングケアラー支援の主な課題

①早期発見・早期把握

- ・ 周囲の大人や支援する側が気づき・見つけること
- ・ 家庭内の問題であり、表面化しない
- ・ ヤングケアラーは本人が自覚していない場合がある
(家族のことは家族であるのが当然という考えがある)

②適切な支援へのつながり

- ・ 関係機関が連携し、適切な支援につなぐ
- ・ どこに相談していいか、わからない
- ・ 活用できる福祉サービスが十分に活用されていない

茨城県の条例制定と推進計画、市町村との連携

- 全国では、令和5年6月27日現在、19の道県・市町の自治体がケアラー条例を制定。
（北海道・鳥取県・埼玉県など、栗山町、浦河町、白河市など）
- 茨城県は、令和3年12月14日、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」を制定。
- 目的や定義、基本理念とともに、県の責務、市町村との連携など定めている。
- 県は、市町村の主体的な取り組みの支援を行い、特に、ヤングケアラーに関しては、早期発見、早期支援につなげるような教育・福祉の分野との連携や、学校間の連携に必要な施策を講じるよう努めると謳っている。
- 知事は計画的に推進するため、県推進計画を策定、必要な項目を定めている。

ヤングケアラー支援の古河市の具体的な例から

- 古河市では、令和5年4月1日より、古河市社会福祉協議会に委託し、ヤングケアラーコーディネーターを配置しで、相談窓口を開設している。
相談は、ヤングケアラー本人、家族、地域の人、関係機関などから受けている。
県で予算化し、国の事業として予算措置している。現在は1自治体だが、県では、44市町村に推進計画を広げていきたいと考えている。
- そのために予算措置、人的要請、SSW（スクールソーシャルワーカー）など
- 他には、NPO法人との意見交換も今後も検討中